

審 査 基 準

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 5 第 4 項
処 分 の 概 要：教習資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 3 第 3 項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第 9 条の 5 第 4 項・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 22 条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第 56 条（教習資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3 日（書換えにあつては 1 日）
申 請 先：警察署生活安全課
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話 022-221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：